

38/50点

1
2 問い1 5/10点

3 本件訴訟の第1回口頭弁論期日後、第2回期日の前、すなわち、
4 訴訟継続中に被告Bが死亡しており、Cは唯一の相続人である。

5 当事者が死亡した場合、当事者としての地位を承継した者がその
6 訴訟を受継するまで、訴訟手続は中断(124条1項1号)される

7 。

8 中断の効果と趣旨も確認しておいてください。
9 では、CはBの当事者としての地位を承継したといえるか。本件
10 訴訟の訴訟物はAのBに対する消費貸借契約(民法587条)に基
11 づく1000万円の貸金返還請求権である。これは一身専属的では
ないから、CがBから訴訟物となっている義務を相続している。

12 したがって、AはCが被告Bの相続人(124条1項1号)であ
13 るとして、受継の申立て(126条)をするべきである。

14 問い2 (1) 13/20点 申立てを受けた裁判所に対しても確認してください。

15 Dは第1回口頭弁論期日の後、すなわち、訴え提起後から口頭弁
16 論終結前の期間に、ABD間で、DがBのAに対する本件貸金返還
17 債務を引き受ける合意をしている(民法472条)。このように、
18 本件訴訟の係争物が訴訟外でBからDへと移転している。

19 そうすると、Aの主張は義務承継人の訴訟引受けの申立てである
20 と考えられる(50条1項)。この申立ては認められるか。

21 訴訟承継は、実体法上の紛争主体の変動を訴訟手続に反映させ、
22 当該訴訟手続で紛争の実質的解決を図る制度である。そうすると、
23 訴訟物たる権利関係のみならず、紛争の主体たる地位が移転した場

本問では、近頃の民法改正を踏まえ、債権引受けが「承継」にあたりかが論点になっていました。学説も確説はあってください。

1 合にも49条、50条、51条の定める特定承継が生じたものと解
2 するのが相当である。

3 本問では、AのBに対する本件貸金債権についてDが免責的引受
4 けをしている。そうすると、訴訟物たる権利関係がAB間からAD
5 間に移転したといえるから、50条1項の定める特定承継があった
6 といえる。

7 以上より、Aの申立ては認められる。

8 問い2 (2) ^{20/20点}

9 まず、Bの陳述には以下の通り裁判上の自白が成立している。

10 裁判上の自白とは、当事者がその訴訟の口頭弁論期日又は弁論準
11 備手続期日においてする、相手方の主張と一致する自己に不利益な
12 事実の陳述である。

13 事実とは法規の要件事実該当する具体的事実（主要事実）に限
14 られる。なぜなら、間接事実や補助事実は主要事実の存在を推認さ
15 せる点で証拠と同じ役割を果たし、これらに自白が成立するとなれ
16 ば裁判所に不自然な事実認定を強いることになり、自由心証主義（
17 247条）を害するからである。

18 自己に不利益とは、その判断基準を一義的にするため、相手方が
19 証明責任を負っているものと解するのが相当である。

20 Bの陳述は、第1回口頭弁論期日における当事者の陳述である。

21 そして、貸金返還請求訴訟において金額と借入れの事実は原告が
22 証明責任を負っている（自己に不利益な）主要事実であり、被告で
23 あるBはこれを認める旨の陳述をしている。Aは請求の原因（13

→ 丁字で規範も正確だが、時間の関係で、ここは省くという産校校もあって
いいかもしれません。（今回は最後まで完全に書き切れているので問題ないです。）

4条2項2号)に1000万円を貸し付けた事実を記載し主張して
いたはずであるから、Bの陳述には裁判上の自白が成立している。OK

このように、Bの陳述には裁判上の自白が成立しているから、裁
判所はAがBに1000万円を貸し付けた事実を判決の基礎としな
ければならない。また、Bによる自白の撤回は制限される。文が果OK

では、Dとの関係で前被告であるBによる裁判上の自白はどのよ
うな意義を持つか。

既になされた訴訟状態を維持し、訴訟経済及び従来当事者の既得
の地位を確保する点に訴訟承継制度の趣旨がある。OKしたがって、承
継人は前当事者の訴訟追行に基づいて形成された訴訟状態を全面的
に引き継ぐ。

そうすると、裁判所はBの自白した事実を判決の基礎としなけ
ればならない。すなわち、DはAB間に金銭消費貸借契約が成立し
ていることを争うことができない。

OK また、DによるBがした自白の撤回は制限される。①相手方Aの
同意がある場合②刑事上罰すべき行為によりBの自白がされた場合
③自白した事実につき反真実かつ錯誤の証明がされた場合にのみ、
DはBがした自白を撤回できる。

もっとも、承継人が前当事者の訴訟状態を全面的に引き継ぐのは
、承継人の手続保障が前当事者の訴訟追行により確保されていると
いえる限度である。Bの自白がAB間の慣れ合いによってなされた
等、信義則(2条)に反するような特段の事情がある場合には、例
外的に、裁判所及び当事者ADはBの自白に拘束されない。

例外部分の扱かもOKじゃ。

1 以上

2 定義を正確に記憶し、趣旨から規範を導く力があり、
3 非常に良く書けていると思います。

4 前才の才統の問題は、要件も含めて、確認しておい
5 ください。

6 月明は、受験生にとってイメージがつかにくく、免状が
7 難しい科目だとも思いますが、裁判の傍聴に行く等にて、
8 少しでも実際の裁判のイメージを構って免状できれば、
9 楽になると思います。

10 この調子でがんばってください。

11 佐藤 匠